

【研究ノート】

明治大学における学位授与の歴史と博士学位  
授与件数

阿部裕樹

はじめに

本稿の目的は、近代日本における学位制度の歴史を概観し、その上で明治大学における博士学位授与件数を明らかにすることである。

従来、近代日本における学位の歴史については通史・一般書のなかで論じられることが中心で、全体動向・個別事例に関わらず、学位を主題とする詳細・精緻な研究は少ない。近年の業績を挙げれば、広島大学高等教育研究開発セ

ンター『大学院教育と学位授与に関する研究』<sup>(1)</sup>、寺崎昌男「学部」と「学位」を見なおす<sup>(2)</sup>、吉村日出東「日本近代における大学の成立過程とその特色」<sup>(3)</sup>を挙げることができる。また、学位制度に関する記述のある通史として、天野郁夫『大学の誕生』上・下巻<sup>(4)</sup>などがある。このうち、寺崎昌男は学位制度の時期区分として、①黎明期（一八六八～一八八七年）②学位令第一期（一八八七～一八九七年）③学位令第二期（一八九八～一九一九年）④学位令第三期（一九二〇～一九五三年）⑤大学院基準・学位規則期（一九五三～一九七三年）⑥大学院設置基準・学位規則期（一九七四～一九九〇年）⑦設置基準大綱化・新学位制度期（一九九〇～二〇〇二年）⑧設置基準大綱化・専門職学位新設期を提起している。これらは法制による区分である。本稿の関心に引きつけて考えれば、①黎明期から③学位令第二期については学位制度の変遷を概観しながら明治大学関係者の学位取得について確認し、明治大学が学位を授与できるようになった④学位令第三期以降については明治大学における博士学位授与件数を明らかにしながら若干の分析を行いたい。

また、日本における学位取得者数については、文部科学省や各大学が全体・一部を発表しているにすぎない。興味深い成果として、梶田明宏が「学位に関する統計——明治二〇年および三二年学位令」<sup>(5)</sup>において昭和初期までの博士学位授与件数について明らかにしていることに注目したい。件数が少ないとはいえ、帝国大学別、授与基準別等の分析を試みており、本稿においても成果の一部を引用している。

## 一 学位制度のはじまり

近代日本における学位制度の歴史は、一八七二（明治五）年の学制（太政官布告第二二四号）<sup>(6)</sup> 第四二章に「大学教員ハ学士ノ称ヲ得シモノニ非サレハ許サス」と定められたことに始まると考えたい。これは「其目的ヲ示ス数年ノ後明治大学における学位授与の歴史と博士学位授与件数（阿部）」

ヲ待テ之ヲ行フヘシ」と但し書きの付された暫定規定であるから、おそらく実体はない。「学士」が大学教員の要件となつてゐることが読み取れるが、よく考えてみれば、学位ということばがないため「学士」が学位であるのかはつきりしないのもたしかである。しかし、明治初年という時代であればとくに、あらゆる面で初めから制度的かつ実体的に完成されたものはなかった。と考えれば、この「学士」を近代日本の学位制度の源流としても、あながち間違ひではないだろう。

一八七三（明治六）年四月、文部省布達第五一号は学士を「一等学士」から「五等学士」に区分した。関係する条文を挙げたい。

明治六年文部省布達第五一号

（前略）

第百八十二章 学士ノ称号ヲ分テ五等トス一等学士ヲ上等トシ五等学士ヲ下等トス

第百八十三章 中学教科卒業大学へ入り 大学ハ法学校医学校  
理学校文学校ナリ 修業凡ソ一ケ年ノ後及第スル者ニ五等学士ノ称号ヲ与フ

第百八十四章 大学ニ進ムノ後一二学科 一学科トハ化学解  
剖学性法等ノ類 或ハ四五学科ヲ修ムル者ニハ五等学士或ハ四等学士ノ称

号ヲ与フ

第百八十五章 大学科 大学科トハ法科医  
科理科文科ヲ云フ ヲ終ルモノニハ三等学士ノ称号ヲ与フ

第百八十六章 二等学士一等学士ノ称号ニ至テハ大学科成業ノモノ追々実地研究シ熟達ノモノニ与ルモノニシテ

即チ智識ノ美称ト云フヘシ

第百八十七章 五等学士ノ称号ハ全ク學術ニ関スルヲ等ヲ新ニ發明シ或ハ希有ノ著書及ヒ大部ノ書籍ヲ新ニ著述

スルモノ等ニ与フルコアリ

第百八十八章 学士ノ称号ヲ与フルモノハ大学等ヨリ具状シ文部卿 奏聞ノ上之ヲ補ス

〔法令全書〕六卷ノ二

「一等」を上位とする五段階の「学士」には、それぞれ基準が明示された。例えば、「二等学士一等学士ノ称号ニ至テハ大学科成業ノモノ追々実地研究シ熟達ノモノニ与ルモノニシテ即チ智識ノ美称」とされた。また、「学士」称号の授与権者は、大学等からの具状によるとされているが、最終的には「文部卿」が天皇の裁可を経て授与することと定められた。

それから間もない同年八月の太政官布告第二九六号は、学位を「博士」「学士」「得業士」に三分した。学位ということばの登場である。

太政官布告第二九六号

文部省職員中大少監ヲ廢シ更ニ大中少視学書記ヲ置キ且教員ノ等次学位ノ称号等別表ノ通改訂改訂候条此旨布告

候事

(中略)

学位称号分テ三等トス

博士 学士 得業士

〔法令全書〕六卷ノ一

明治大学における学位授与の歴史と博士学位授与件数(阿部)

実際に学位授与を始めたのは、札幌農学校と、日本で最初の大学である東京大学である。この点でいえば、学位と卒業がリンクしていることとなる。一八七六（明治九）年八月に開学した札幌農学校の第一回卒業式は一八八〇（明治一三年）年七月に挙行された。このときの卒業生は一三名で、彼らには「農学士」の学位が授与された。<sup>(7)</sup>

一八七七（明治一〇）年に設置された東京大学では、一八七九（明治一二）年七月に法・理・文三学部の、一〇月に医学部の第一回学位授与式が挙行され、法学士二五名、理学士四〇名、製薬士一九名、医学士一八名が誕生した（ただし、一八七七年一二月より卒業証書授与式は行われている）。これに先立つ一八七八（明治一二）年一二月、文部省は東京大学に学位授与の権限を付与する通達を行い、以降文部省と当時日本で唯一の大学であった東京大学との間で内容について折衝を重ねたという。<sup>(8)</sup> 最終的に学部名に学士を加えた名称（法学部卒業生であれば法学士、ただし医学部製薬科のみ製薬士）が学位となった。<sup>(9)</sup> 医学部の「学位記」に「文部卿ニ申稟シ綜理之ヲ受理スルモノトス」とあるように、実際は大学が学位授与を行い、文部卿名も併記されていた。<sup>(10)</sup>

その後、一八八七（明治二〇）年五月の学位令によって、学位をめぐる法制が整備された。次にその条文を挙げよう。

学位令（明治二〇年五月二一日勅令第一三三号）

第一条 学位ハ博士及大博士ノ二等トス

第二条 博士ノ学位ハ法学博士医学博士工学博士文学博士理学博士ノ五種トス

第三条 博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者ニ之ヲ授ケ又ハ之ト同等以上ノ学力ア

ル者ニ帝國大学評議會ノ議ヲ経テ之ヲ授ク

第四条 大博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ博士ノ會議ニ付シ學問上特ニ功績アリト認メタル者ニ閣議ヲ經テ之ヲ授

ク

第五条 本令ニ関スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

(国立国会図書館デジタルコレクション「官報」第一一六六号)

#### 学位令細則

第一条 博士ノ学位ハ左ノ区分ニ從ヒ之ヲ授ク

法科大学所設ノ学科ヲ専攻セシ者ニハ法学博士

(医・工・文・理学博士も同様―阿部)

第二条 大学院ニ入り定規ノ試験ヲ經タル者アルトキハ帝国大学総長ノ具申ニ依リ文部大臣之ニ博士ノ学位ヲ授

ク

第三条 文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ經タル者ト同等以上ノ学力アリト思慮スル者アルトキハ帝国

大学評議會ノ議ニ付シ評議官総數三分ノ二以上之ヲ是認スルニ於テハ文部大臣之ニ博士ノ学位ヲ授ク

第四条 博士ノ学位ヲ得ント欲スル者ハ文部大臣ニ申請スルコトヲ得但申請スル者ハ其履歷書及其専攻セル学科

ノ範圍内ニ屬スル自著ノ論文一編ヲ差出スヘシ

(後略)

(国立国会図書館デジタルコレクション「官報」第一一九六号)

学位令とその細則で示された基準は、学位は博士と大博士の二段階で、博士学位は五種類（法・医・工・文・理）、学位取得の要件は大学院の修了か（学位令第二条）、これと同等以上の学力を有するもので帝国大学評議会が認めため（学位令第三条）と定められた。当時は大学が帝国大学のみであるのと同様、大学院も帝国大学大学院しかないため、実際には帝国大学大学院修了者か、これと同等以上の学力があるものということであり、前者は現在でいう課程博士、後者が論文博士に相当すると考えればわかりやすいだろうか。また学位の授与権者は文部大臣（つまり文部省）と規定された（細則第二・三条）。また細則第四条に本人申請についての規定が設けられている。

この学位令（一八八七〜一八九七年）に基づく博士学位の授与件数は、梶田明宏によって明らかにされている。<sup>(1)</sup> 本稿の関心に従い法学博士についてみれば、いずれも帝国大学評議会が推薦したもので、一八八八（明治二一）年に一〇名、一八九一（明治二四）年に八名、一八九三（明治二六）年に一名が授与されており、合計一九名である。その氏名は『学位録』<sup>(2)</sup>で確認でき、第1表のとおりとなる。一八八八年の一〇名は箕作麟祥、田尻稻次郎、菊池武夫、穂積陳重、鳩山和夫、井上正一、木下広次、熊野敏三、岡村輝彦、富井政章である。<sup>(3)</sup> このうち明治大学（前身の明治法律学校時代を含む）と関わりがあったのは、名誉職的な「役員」という立場の箕作麟祥、教員を務めた井上正一、木下広次、熊野敏三、岡村輝彦である。特に深い関わりがあったのは井上と熊野で、井上はフランス留学帰国後から明治法律学校・明治大学で講師を務め、一八九〇（明治二三）〜一八九二（明治二五）年と一九〇〇（明治三三）年から一九〇四（明治三七）年の二度にわたり教頭を、一九二〇（大正九）年からは商議員を務めるなど、一九三六（昭和一一）年に亡くなるまで明治大学の教育と経営に携わり続けた人物である。特筆すべきは、フランス留学中の一八八一（明治一四）年にディジョンの大学で法学博士を取得していることである。熊野も井上同様にフランス留学帰国後から明治法律学校で教鞭をとり、一八九二（明治二五）年から井上を継いで教頭を務め、一八九九（明治三二）年に亡くなるまでこれ

第1表 学位令（1887-1897）における法学博士取得者氏名

氏名	取得年月	明治大学との関わり
箕作麟祥	1888.5	校員
田尻稲次郎	1888.5	
菊池武夫	1888.5	
穂積陳重	1888.5	
鳩山和夫	1888.5	
井上正一	1888.6	教員、教頭
木下広次	1888.6	教員
熊野敏三	1888.6	教員、教頭
岡村輝彦	1888.6	教員
富井政章	1888.6	
末岡精一	1891.8	
宮崎道三郎	1891.8	
増島六一郎	1891.8	
土方寧	1891.8	
穂積八束	1891.8	
梅謙次郎	1891.8	
和田恒謙三	1891.8	教員
金井延	1891.8	教員
本野一郎	1893.5	

（出典）『学位録』（文部省専門学務局、1935年）





## 学位令細則

第一条 学位ハ学位受領者ノ専攻シタル学科ノ區別ニ從ヒ之ヲ授ク

第二条 帝国大学大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者アルトキハ当該帝国大学総長ハ其試験成績ニ履歴書ヲ添ヘ

文部大臣ニ具申スヘシ

第三条 論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スル者ハ其専攻シタル学科ノ範圍内ニ属スル自著ノ論文ニ履歴書ヲ添ヘ其論

文ノ審査ヲ受クヘキ帝国大学分科大学教授会ヲ指定シテ文部大臣ニ申請スヘシ

(国立国会図書館デジタルコレクション「官報」第四六五三号)

この一八九八(明治三二)年改正学位令は、それまで実績のなかつた大博士を廃止し学位を博士のみと規定した。

博士学位は九種類(法・医・薬・工・文・理・農・林・獣医)に増加した。この背景には、東京帝国大学における学部増設と京都帝国大学の開校があつた。学位取得の要件は、大学院で所定の試験に合格したもの、論文を提出し帝国大学の各分科教授会で前記・試験合格者と同等以上の学力を有すると認められたもの(以上は第二条一)、博士会が認めるもの、帝国大学総長が推薦する帝国大学教授(以上は第二条二)の四通りとなつた。学位の授与権者は引き続き文部大臣と規定されている。

このうち博士会は、この一八九八年改正学位令と同日に公布された博士会規則により発足した。次に設置の根拠となる条文を挙げよう。

博士会規則(明治三二年一月九日勅令第三四五号)

明治大学における学位授与の歴史と博士学位授与件数(阿部)

第一条 博士会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第二条第一項第二号及第三条ニ規定セル学位ノ授与褫奪ニ関スル事項ヲ審査ス

第二条 博士会ハ法学博士会医学博士会薬学博士会工学博士会文学博士会理学博士会農学博士会林学博士会及獣医学博士会ノ九種トシ当該博士ヲ以テ組織ス

第三条 博士会ハ文部大臣ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ会長ヨリ具申アリタルトキ文部大臣之ヲ召集ス博士会ハ会員ノ過半数出席スルニアラサレハ議決スルコトヲ得ス

第四条 学位授与ノ議事ハ出席会員三分ノ二以上学位褫奪ノ議事ハ出席会員四分ノ三以上ノ多数ニ依リ之ヲ決ス前項ノ議決ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

第五条 博士会会長ハ会員中ヨリ之ヲ互選シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ  
会長ハ会務ヲ總管シ議事ヲ整理シ其ノ議決ヲ文部大臣ニ具申ス

(中略)  
第九条 博士会ノ議事規則ハ各博士会ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

(後略)  
(国立国会図書館デジタルコレクション「官報」第四六三二五号)

博士会は文部大臣の監督下におかれ、学位の「授与」と「褫奪」について審査する組織であった。構成員は博士学位を持つ者たちで、法学などの別ごとに博士会を組織した。

この一八九八年改正学位令に基づく博士学位授与件数についても、梶田明宏により明らかにされている。<sup>(16)</sup> そのうち

第2表 1898年改正学位令における法学博士の授与件数

	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910
大学院		1								2		
論文		1	1		2	1	1	1	1	1		
博士会	9		3		4		6		12	7	6	15
総長推薦	5		11	2	1	6	1	3	6	2	1	2
計	14	2	15	2	7	7	8	4	19	12	7	17
	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	計	
大学院		1							1		5	
論文	1	1	1	1	1		5			1	20	
博士会				2		13		11	11	11	110	
総長推薦			3	1	1	2	2		7		56	
計	1	2	4	4	2	15	7	11	19	12	191	

（出典） 梶田明宏「学位に関する統計——明治二〇年および三一年学位令」所収の表をもとに筆者作成

法学博士授与件数を抽出したのが第2表で、さらに筆者が『学位録』<sup>17</sup>から抽出した法学博士学位取得者の氏名が第3表である。第3表にも、第1表と同様に明治大学（前身の明治法律学校時代を含む）との関わりを付記したが、教員として関わった人物は多い。特に関わりが深かったのは、上段から富谷銆太郎、志田鉀太郎、横田秀雄、鶴沢総明の四名で、明治大学学長・総長（横田の在任中に学長が総長と改称される）就任者である。

そしてこの時期、明治大学創立者のひとりである岸本辰雄も法学博士学位を取得している。岸本の学位取得については、一九〇五（明治三八）年五月二三日発行の「官報」第六五六六号に掲載されている。それによれば「右博士会ニ於テ学位ヲ授クヘキ学力アリト認メタリ仍テ明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第二条ニ依リ茲ニ法学博士ノ学位ヲ授ク」とあり、岸本他五名の氏名等が記されている（前掲第2表の当該欄に六名とあり、第3表に同年月取得者六

第3表 1898年改正学位令における法学博士取得者氏名

氏名	取得年月	明治大学との関わり	氏名	取得年月	明治大学との関わり
富谷銚太郎	1899.3	教員、学長	津田真通	1903.1	
河村讓三郎	1899.3	教員	志田鉦太郎	1903.1	教員、総長
田部芳	1899.3	教員	杉亨二	1903.1	
田口卯吉	1899.3		水野鍊太郎	1903.1	
添田寿一	1899.3		政尾藤吉	1903.3	
木場貞長	1899.3		美濃部達吉	1903.8	教員
江木衷	1899.3		岡村司	1904.4	教員
天野為之	1899.3		勝本勘三郎	1904.4	教員
阪谷芳郎	1899.3		高野岩三郎	1904.5	
戸水寛人	1899.3		加藤正治	1904.5	教員
寺尾亨	1899.3	教員	桑田熊蔵	1904.5	
一木喜徳郎	1899.3	教員	笈克彦	1904.8	教員
岡野敬次郎	1899.3		中川孝太郎	1904.11	教員
松崎蔵之助	1899.3		立作太郎	1905.4	教員
高橋作衛	1900.2	教員	秋山雅之助	1905.4	教員
有賀長雄	1900.2	教員	加藤弘之	1905.5	
高田早苗	1901.6		岸本辰雄	1905.5	創立者、教員
高木豊三	1901.6	教員	福田徳三	1905.5	
中村進午	1901.6	教員	清水澄	1905.5	教員
松波仁一郎	1901.6	教員	山崎覚次郎	1905.5	教員
岡田朝太郎	1901.6	教員	石渡敏一	1905.5	教員
巖谷孫蔵	1901.6	教員	小河滋次郎	1906.8	
井上密	1901.6	教員	新渡戸稲造	1906.9	
織田萬	1901.6		毛戸勝元	1906.9	
岡松参太郎	1901.6	教員	跡部定次郎	1906.9	
千賀鶴太郎	1901.6		末広重雄	1907.5	
高根義人	1901.6		井上辰九郎	1907.6	
田島錦治	1901.6		山脇玄	1907.6	
仁井田益太郎	1901.6	教員	都筑馨六	1907.6	
仁保亀松	1901.6	教員	平沼騏一郎	1907.6	
春木一郎	1901.6		小林丑三郎	1907.6	教員
小野塚喜平次	1902.7		横田国臣	1907.6	
山田三良	1902.7	教員	安達峰一郎	1907.6	教員
奥田義人	1903.1		原嘉道	1907.6	

氏名	取得年月	明治大学との関わり	氏名	取得年月	明治大学との関わり
磯部四郎	1907.6	教員	小山温	1909.5	教員
倉富勇三郎	1907.6		山口弘一	1909.5	教員
村瀬春雄	1907.6	教員	斎藤十一郎	1909.5	教員
前田孝階	1907.6	教員	塩澤昌貞	1909.5	
川名兼四郎	1907.8	教員	雉本朗造	1909.7	
矢作栄蔵	1907.8		豊島直通	1910.11	
河津逞	1907.8	教員	松井茂	1910.11	教員
戸田海市	1907.11		田中穂積	1910.11	
中島玉吉	1907.11		松本蒸治	1910.11	
粟津清亮	1907.11	教員	古賀廉造	1910.11	教員
遠藤源六	1908.1	教員	岸清一	1910.11	
長岡春一	1908.3		松岡均平	1910.11	
水町袈裟六	1908.3		中田薫	1910.11	
副島義一	1908.3	教員	鈴木喜三郎	1910.11	
横田秀雄	1908.3	教員、学長(総長)	高岡熊雄	1910.11	
浮田和民	1908.3		青木徹二	1910.11	教員
土子金四郎	1908.3		渡辺廉吉	1910.11	
平田東助	1908.3		関一	1910.11	教員
花房直三郎	1908.3		堀江婦一	1910.11	
鶴沢総明	1908.3	教員、総長	上杉慎吉	1910.11	教員
石坂音四郎	1908.7		市村光恵	1910.11	
神戸正雄	1908.1		野村淳治	1910.11	教員
井上友一	1909.5		佐野善作	1911.7	教員
花井卓蔵	1909.5				

(出典) 『学位録』(文部省専門学務局、1935年)

名の氏名がある。

本項の最後に、この一八九八年改正学位令に基づく全博士学位の件数について第4表を見ておこう。法学博士の割合は、全博士学位件数のおよそ一割である。最多は医学博士で全体の四割強を占めていることがわかる。

第4表 1898年改正学位令に基づく博士学位授与件数

	件数	全体比
法 学	222	10.8%
医 学	844	41.2%
薬 学	36	1.8%
工 学	387	18.9%
文 学	197	9.6%
理 学	182	8.9%
農 学	114	5.6%
林 学	39	1.9%
獣医学	26	1.3%
計	2047	

(出典) 『学位録』(文部省専門学務局、1935年)をもとに筆者作成

## 二 明治大学における学位授与のはじまり

一九一八（大正七）年の大学令公布と、一九二〇（大正九）年の学位令改正は学位の歴史からみればひとつの画期であった。まず一九一八（大正七）年一月公布の大学令は、従来の国立だけでなく公立と私立の大学を認めた。明治大学の場合、一九二〇（大正九）年二月に文部省より旧制大学の設置認可を受けている。この旧制大学発足と学位令改正により、明治大学において学位授与が始まったのである。一九二〇年改正学位令の条文は次のとおりである。

学位令（大正九年七月六日勅令第二百号）

第一条 学位ハ博士トス

第二条 学位ハ大学ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ授与ス

第三条 博士ノ種類ハ大学ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四条 学位ヲ授与セラルヘキ者ハ大学学部研究科ニ於テ二年以上研究ニ従事シ論文ヲ提出シテ学部教員会ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ学部教員会ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認めタル者トス

第五条 学部教員会ハ前条ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ対シ試問ヲ行フコトヲ得

第六条 大学ニ於テ学位授与ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及其ノ審査ノ要旨ヲ添附スヘシ

第七条 学位ヲ授与セラレタル者ハ授与ノ日ヨリ六月内ニ其ノ提出ニ係ル論文ヲ印刷公表スヘシ但シ学位授与前

明治大学における学位授与の歴史と博士学位授与件数（阿部）



既二印刷公表セラレタルモノナルトキ又ハ文部大臣ニ於テ其ノ印刷公表ヲ相当ナラスト認メタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八条 大学ハ論文ノ審査ニ付手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第九条 学部教員会ニ於ケル論文審査ノ手續其ノ他学位ニ関スル規程ハ大学ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十条 学位ヲ有スル者其ノ荣誉ヲ汚辱スル行為アルトキハ大学ニ於テ学位ニ関スル規程ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ経テ学位ノ授与ヲ取消スコトヲ得

#### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年勅令第三百四十四号学位令及博士会規則ハ之ヲ廢止ス但シ旧令ニ依リ授与シタル学位ハ勅其ノ効力ヲ有ス

本令施行前論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シタル者ニ對シテハ旧令ニ依リ学位ヲ授与ス

旧令ニ依リ学位ヲ有スル者其ノ荣誉ヲ汚辱スル行為アルトキハ文部大臣其ノ学位ヲ褫奪ス

(国立国会図書館デジタルコレクション「官報」第三三七八号)

この一九二〇(大正九)年改正学位令では、学位の授与権者が、文部大臣の認可は必要であるものの、文部大臣から大学に変更された(第二条)。やはり文部大臣の許可は必要であるものの、法学等の学位の種類(第三条)や学位審査の手続き等(第九条)は、大学において定めることも明記された。学位取得資格は「大学学部研究科」で二年以上

研究活動に従事したものの、または論文を提出して「学部教員会」において研究科で学んだものと同等以上の学力があると認められたものの二通りに整理された(第四條)。今日の博士学位をめぐる環境に近づいたといえよう。

旧制明治大学の設置学部は、当初は法学部・商学部の二学部で、一九一五(大正一四)年に政治経済学部が増設された。旧制明治大学が授与した最初の学位は、当時法学部教授であった松本重敏(論文「忠君論」)に対するものであった。さらに松本は、管見の限り、明治法律学校・明治大学の卒業生で最初の学位取得者であった。明治大学史資料センター所蔵「学位名簿」に掲載されている学位授与者の氏名・学位の種類・授与年・論文名は第5表のとおりである。学位取得者の多くは明治大学で教鞭を執る教員であり、そのうち数名は財団法人明治大学の役員を務め大学経営にも参画した。さらに松本重敏、水口吉蔵、大谷美隆、松岡熊三郎、春日井薫、近藤民雄、小島憲、佐々木吉郎、島田正郎ら、明治法律学校・明治大学出身が多いのも特徴である。趙欣伯は中国人留学生、葉清耀は台湾人留学生である。葉は高等文官司法科試験に合格し弁護士となり、さらに法学博士となった。高文試験合格、学位取得のいずれも台湾人初の快挙であった。<sup>(18)</sup>

次に、一九二〇年改正学位令に基づく当初の博士学位授与の動向について、法学博士と商学博士に限って、他大学の例とあわせて確認しておく。第6表は法学博士の一覧であるが、まず目につくのは適用の第一号が松本重敏であった点である(医学や商学などほかの博士学位の授与は法学に先行している)。また、多くの学位取得者が自身の出身校から学位を取得していることも特徴的であろう。その点、明治法律学校出身で、かつ明治大学で教鞭を執りながら東京帝国大学から学位を取得した尾佐竹猛については異例といえるだろう。さらに当初の二五名のうち明治大学が授与した件数は五件であるが、第6表に示した範囲では特定大学に件数が偏っていないことも読み取れる(もちろん、それまでの累計では帝国大学の件数が多くなる)。

明治大学における学位授与の歴史と博士学位授与件数(阿部)

第5表 「学位名簿」掲載の明治大学博士学位授与者一覧

学位番号	氏名	種類	授与年	論文名
1	松本重敏	法博	1922	忠君論
2	水口吉蔵	法博	1923	陸上物品運送法論
3	岡田庄作	法博	1924	錯誤論
4	猪股淇清	法博	1924	株式会社本質論
5	田中貢	商博	1925	労働問題に対する人格政策
6	趙欣伯	法博	1925	刑法過失論
7	内田勝司	商博	1929	外国為替理論
8	葉清耀	法博	1932	刑法同意論
9	西村文太郎	経博	1932	経済学の歴史性
10	太田黒敏男	商博	1932	北米合衆国に於ける鉄道の発達統制及び影響を論ず
11	大谷美隆	法博	1932	失跡法論
12	森山武市郎	法博	1932	労働法の基本問題
13	瀬戸弥三次	商博	1936	共同海損制度基本論
14	松岡熊三郎	法博	1939	商業使用人法理論
15	春日井薫	商博	1940	英国に於ける兌換銀行券発行の原則論議の研究
16	関末代策	経博	1942	東洋思想と仏蘭西経済学
17	近藤民雄	法博	1944	戦時保険契約論
18	坂本英雄	法博	1944	不作為犯論
19	村上秀三郎	法博	1944	商号及商号権論
20	川添清吉	法博	1946	民事責任量定の研究
21	赤神良讓	政博	1946	戦時共産主義時代の実証的研究
22	野間繁	法博	1947	上訴法の基礎理論
23	小島憲	経博	1948	王道の経済観と社会施設並に之れに関連する若干の研究
24	弓冢七郎	政博	1947	アメリカの地方自治制度に於ける民主主義の発達
25	三神修	経博	1949	協同組合を基底とする我国農業経営の合理的集約化に関する若干の考察
26	中瀬勝太郎	商博	1950	徳川幕府の会計検査制度の研究
27	佐々木吉郎	商博	1950	私経済への道
28	橋本良平	商博	1951	株式会社の保留利益
29	神馬新七郎	商博	1951	工場経営の実証的研究
30	島田正郎	法博	1951	違令の研究
31	西野喜代作	経博	1951	明治維新前後に於ける資本家に関する若干の研究
32	印南博吉	商博	1955	保険本質論の再吟味

(出典) 大学史資料センター所蔵「学位名簿」(No. 2626)

第6表 1920年改正学位令における当初の法学博士取得者一覧

氏名	授与大学	取得年月	出身校
松本重敏	明治大学	1922. 4	明治法律学校
有馬忠三郎	京都帝国大学	1922. 7	京都帝国大学
稲田周之助	中央大学	1922. 9	東京法学院
水口吉蔵	明治大学	1923. 5	明治法律学校
占部百太郎	慶應義塾大学	1923. 5	慶應義塾大学
三浦義道	中央大学	1924. 3	東京帝国大学
岡田庄作	明治大学	1924. 4	明治法律学校
猪俣淇清	明治大学	1924. 8	明治法律学校
信夫淳平	東京帝国大学	1925. 8	(記載なし)
川手忠義	中央大学	1925. 1	東京法学院
趙欣伯	明治大学	1925. 1	明治大学
遊佐慶夫	早稲田大学	1925. 11	早稲田専門部
斎藤常三郎	京都帝国大学	1926. 4	京都大学
板倉卓造	東京帝国大学	1926. 5	慶應義塾大学
西本辰之助	慶應義塾大学	1926. 7	慶應義塾大学
大川周明	東京帝国大学	1926. 8	東京帝国大学
森口繁治	京都帝国大学	1926. 12	京都帝国大学
和田禎純	東京帝国大学	1927. 7	金沢医専予備校
杉村陽太郎	東京帝国大学	1927. 7	東京帝国大学
武田宣英	関西大学	1928. 1	関西法律学校、和仏法律学校
勝本正晃	東京帝国大学	1928. 3	東京帝国大学
田村徳治	京都帝国大学	1928. 6	京都帝国大学
入江真太郎	中央大学	1928. 7	東京帝国大学
工藤武重	中央大学	1928. 7	東京法学院
尾佐竹猛	東京帝国大学	1928. 8	明治法律学校

(出典) 『学位録』(文部省専門学務局、1935年)

第7表 1920年改正学位令における当初の商学博士取得者一覧

氏名	授与大学	取得年月	出身校
藤本幸太郎	東京商科大学	1921. 1	東京高等商業学校
石川文吾	東京商科大学	1922. 6	東京高等商業学校
田中貢	明治大学	1925. 5	東京帝国大学
下野直太郎	東京商科大学	1923. 5	東京高等商業学校
内田勝司	明治大学	1929. 6	明治大学
北沢新次郎	早稲田大学	1931. 6	早稲田大学
小林行昌	早稲田大学	1931. 6	東京高等商業学校
太田黒敏男	明治大学	1932. 9	明治大学
松崎寿	東京商科大学	1932. 12	東京高等商業学校
末高信	早稲田大学	1933. 4	早稲田大学

(出典) 『学位録』(文部省専門学務局、1935年)

商学博士は第7表で示した。商学博士の件数自体が少ないので当初の一〇名のみ示しているが、授与大学・出身校を見れば東京商科大学関係者がほぼ半数を占めていることがわかる。残りが明治大学と早稲田大学であった。明治大学は法学部でスタートした大学であったが、昭和初年になると「商科の明治」と評されることが多くなるなど、商学部の社会的評価が上昇した。この傾向は戦後も続いている。

### 三 新制明治大学における学位

一九四九(昭和二四)年四月、学校教育法(一九四七年三月公布)に基づく新制明治大学が発足した。当初の設置学部は法学部・商学部・政治経済学部・文学部・工学部・農学部の六学部であったが、一九五三(昭和二八)年に経営学部、二〇〇四(平成一六)年に情報コミュニケーション学部、二〇〇八(平成二〇)年に国際日本学部、二〇一三(平成二五)年に総合数理学部を設置し、二〇一八(平成三〇)年三月現在で一〇学部となっている。また、一九五〇

(昭和三五)年から二〇〇六(平成一八年)まで、明治大学短期大学が設置されていた。

戦後の教育制度改革により学位をめぐる法令も改められ、前記の学校教育法に基づいて、一九五三(昭和二八)年四月に学位規則が公布された。まず、その条文を確認しよう。

## 学位規則

### (趣旨)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条第一項の規定により大学院を置く大学(以下単に「大学」という。)が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

### (学位)

第二条 学位は、博士及び修士とする。

2 博士の種類は、別に定める。

3 修士の種類は、別表の通りとする

### (博士)

第三条 博士の学位は、独創的研究によつて新領域を開拓し、学術水準を高め文化の進展に寄与するとともに、専攻の学問分野について研究を指導する能力を有する者に授与するものとする。

### (中略)

### (博士の学位授与の要件)

第五条 左の番号に該当する者には、博士の学位を授与することができる。

明治大学における学位授与の歴史と博士学位授与件数(阿部)

- 一 大学院に四年以上在学して所定の単位を修得したこと。
- 二 当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。
- 2 博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、且つ、前項第一号に該当する者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

(中略)

(報告)

第十条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から一月以内に、左に掲げる事項を記載した書類に、当該博士論文及び授与を受けた者の氏名、本籍、現住所、生年月日、最終卒業学校名その他の必要事項を記載した履歴書を添えて、文部大臣に報告するものとする。

- 一 授与した博士の学位の種類
- 二 授与した年月日
- 三 第五条第一項又は第二条のいずれの規定によるかの別
- 四 論文審査及び試験の結果の要旨
- 五 論文審査及び試験を担当した機関に関する事項

(学位規定)

第十二条 大学は、学位に関する事項を処理するため、当該大学において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めて文部大臣に報告しなければならない。

(後略)

(国立公文書館デジタルアーカイブ、請求番号平1文部01228100)

「学位規則の一部を改正する省令(案)について」(制定)」

(参考) 学校教育法

(前略)

第六十八条 大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。

博士その他の学位に関する事項を定めるについては、監督庁は、大学設置委員会に諮問しなければならない。

(後略)

(国立国会図書館デジタルコレクション「官報」第六〇六一号)

学位規定は、それまで博士のみであった学位に修士を加えた二段階とした(第二条)。博士学位取得資格は、大学院に四年在学(一九五六年に五年と改正される)・単位修得・論文審査と試験への合格、または論文審査と試験に合格し前者と同等以上の学力を有すると認められたものの二通りであった(第五条)。それ以前、文部大臣の認可が必要であった学位授与については事後報告となり(第一〇条)、あわせて大学独自の学位に関する規程についても文部省に報告することが定められている(第一条)。この認可から報告への改正は、大学自治の拡大と評価していいだろう。

周知のように、学校教育法と学位規則は幾度かの改正を重ねている。学位をめぐる改正に限っても、まず学位規則公布時に修士が、一九九一(平成三)年の学校教育法・学位規則改正により学士が、二〇〇三(平成一五)年の改正に

明治大学における学位授与の歴史と博士学位授与件数(阿部)



より「文部科学大臣の定める学位」（いわゆる専門職学位）が、二〇〇五（平成一七）年の改正により短期大学士が学位に加えられたことを挙げるができる。ただし、学士と短期大学士については、学位となる以前から称号として一般化している。以上から、学位の種類が博士のみから博士・修士・学士・「文部科学大臣の定める学位」・短期大学士の五種に増加し、その授与件数は、例えば学士は四年制大学の卒業生全てに授与される学位であることから、飛躍的に増加した。しかし、以下の行論では、戦前までとの継続性、あるいは一般的な権威、取得にかかると修学期間等をふまえ、博士学位のみに注目したい。

明治大学が学位を授与できるようになった一九二〇（大正九）年から二〇一一（平成二三）年三月までに、明治大学が授与した博士学位の件数は、管見の限り、一一五〇件（旧制七一一件、新制一〇七九件）である。管見の限りと断らなければならぬのは、学籍簿にあたることでできていないためである。したがって根拠とした調査資料は、大学史資料センター所蔵の「学位名簿」（一九二〇年から一九五五年までの学位取得者名簿）、誌名は改変しているが毎年度のいわゆる大学広報誌、国会図書館の所蔵、明治大学図書館の所蔵であることを断っておかなければならない。以下では、授与件数を統計処理し、その特徴について述べたい。

明治大学における課程博士・論文博士別の授与件数の推移が第8表である。ここでは、前掲の一九五三（昭和二八）年学位規定以降の課程博士以外は、その実態に即して論文博士としてカウントしている。厳密に言えば、旧制と新制で法制が異なっているが、第8表は現在でいう大学院の課程（卒業）とリンクした制度と、研究業績で評価する制度を二分することを目的として作成したため、このように分けている。また、第8表をグラフ化したものが第1図である。

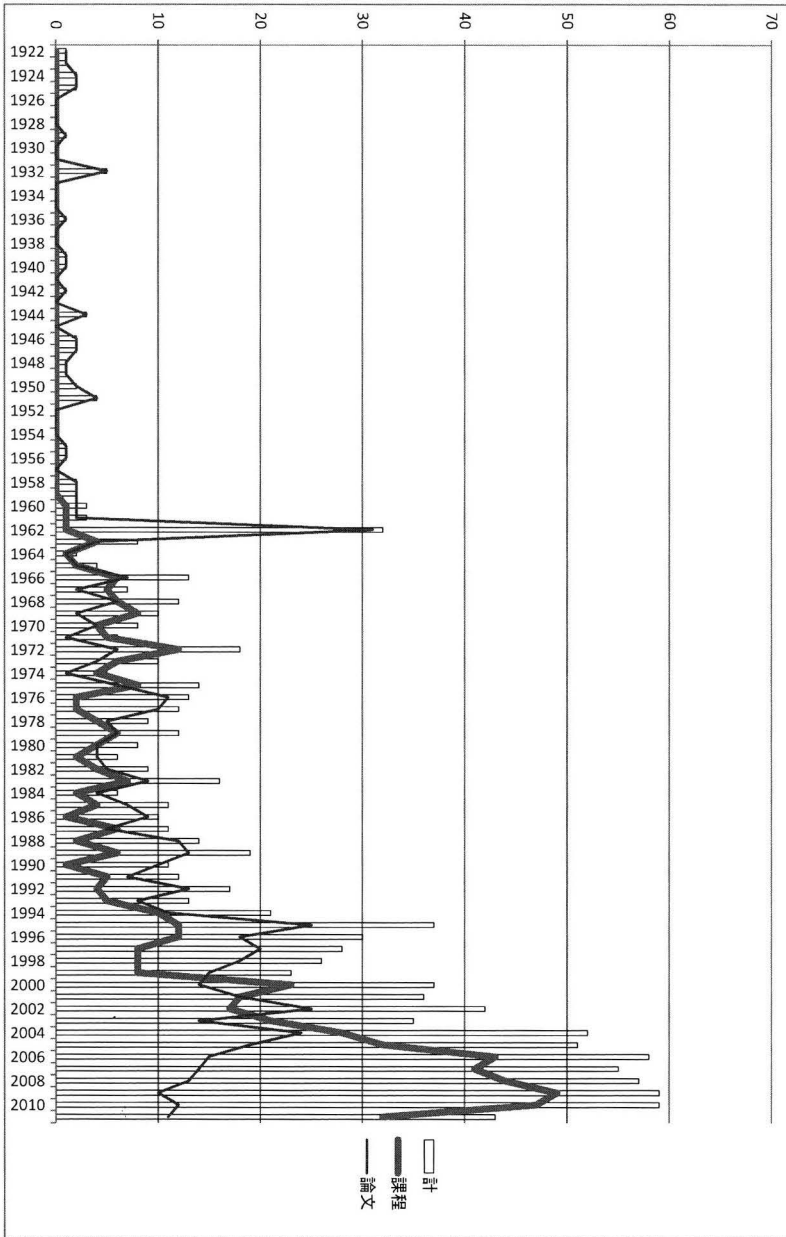
第8表・第1図から見えてくる明治大学が授与した博士学位件数は、しばらくは年数件で推移し、一九六〇年代後

第8表 明治大学における課程・論文別の博士学位授与件数

年	課程	論文	計	年	課程	論文	計	年	課程	論文	計
1922	0	1	1	1952	0	0	0	1982	4	5	9
1923	0	1	1	1953	0	0	0	1983	7	9	16
1924	0	2	2	1954	0	0	0	1984	2	4	6
1925	0	2	2	1955	0	1	1	1985	4	7	11
1926	0	0	0	1956	0	1	1	1986	1	9	10
1927	0	0	0	1957	0	0	0	1987	6	5	11
1928	0	0	0	1958	0	2	2	1988	2	12	14
1929	0	1	1	1959	0	2	2	1989	6	13	19
1930	0	0	0	1960	1	2	3	1990	1	10	11
1931	0	0	0	1961	1	2	3	1991	5	7	12
1932	0	5	5	1962	1	31	32	1992	4	13	17
1933	0	0	0	1963	4	4	8	1993	5	8	13
1934	0	0	0	1964	1	1	2	1994	10	11	21
1935	0	0	0	1965	2	2	4	1995	12	25	37
1936	0	1	1	1966	6	7	13	1996	12	18	30
1937	0	0	0	1967	5	2	7	1997	8	20	28
1938	0	0	0	1968	6	6	12	1998	8	18	26
1939	0	1	1	1969	8	2	10	1999	8	15	23
1940	0	1	1	1970	4	4	8	2000	23	14	37
1941	0	0	0	1971	5	1	6	2001	18	18	36
1942	0	1	1	1972	12	6	18	2002	17	25	42
1943	0	0	0	1973	6	4	10	2003	21	14	35
1944	0	3	3	1974	4	1	5	2004	28	24	52
1945	0	0	0	1975	8	6	14	2005	32	19	51
1946	0	2	2	1976	2	11	13	2006	43	15	58
1947	0	2	2	1977	2	10	12	2007	41	14	55
1948	0	1	1	1978	4	5	9	2008	44	13	57
1949	0	1	1	1979	6	6	12	2009	49	10	59
1950	0	2	2	1980	4	4	8	2010	47	12	59
1951	0	4	4	1981	2	4	6	2011	32	11	43
								計	594	556	1150

(注) 旧制下の博士学位は、その実態に即し、論文でカウントした。

第1図 明治大学における博士学位授与件数グラフ



半から年一〇件を超えるような年があること、一九九〇年前後から増加傾向となり、二一世紀になって課程博士授与件数の増加とともに全体の授与件数が顕著に増加していることが全体動向として指摘できるだろう。また、一九六二(昭和三七)年に三二件の取得があるのは、一九六一年度が旧制明治大学最終年度にあたることに伴う「博士号請求ブーム」<sup>(19)</sup>があったためである。二一世紀を迎えてからの課程博士授与件数の急増の背景には、明治大学が積極的に課程博士を授与する教育を試みていること、また博士学位が研究職に就くためのライセンスといわれるほどに、一般化したことを指摘することができるだろう。

次に、明治大学における専攻別の博士学位授与件数の推移が第9表である。博士学位を授与する分野は、当然であるかもしれないが、明治大学の設置学部、および明治大学大学院の設置研究科とリンクする。つまり、旧制大学(法学部と商学部の二学部体制、一九二〇年)にあつては法学博士と商学博士、政治経済学設置(一九二五年)以降に経済学博士と政治学博士が現れてくる。新制大学発足後に、新たに文学博士、工学博士、経営学博士、農学博士、史学博士(学部でいえば文学部)、理学博士(一九九〇年に工学部を理工学部に変更)、地理学博士(学部でいえば文学部)、学術博士(学部を問わない)が加わる(ただし、一九九一年から、博士(〇学)と表記する)。専攻別の累計で最多は工学の三五四件、ついで商学が一七六件、法学が一三一件、経営学が一一四件と続く。工学は、旧制明治大学以来の法学・商学・経済学・政治学を凌ぐ累計件数である。

工学は、授与のある年のほとんどで全専攻科一番の授与件数である。一九六六年以降は毎年授与者を輩出したが、一九九四年からはコンスタントに一〇名以上となっている。法学は、明治大学の前身・明治法律学校(二八八年開校)以来の伝統を持つ法学部を基礎とするが、法曹(実務家)養成で実績を重ねる一方で博士学位の授与件数は三位に止まっている。近年も件数に大きな変化はないため、近い将来、一九五三年設置の経営学部を基礎とする経営学に

明治大学における学位授与の歴史と博士学位授与件数(阿部)

第9表 明治大学における専攻別の博士学位授与件数

年	法	商	経	政	文	工	営	農	史	理	地理	学術	計
1922	1												1
1923	1												1
1924	2												2
1925	1	1											2
1926													0
1927													0
1928													0
1929		1											1
1930													0
1931													0
1932	3	1	1										5
1933													0
1934													0
1935													0
1936		1											1
1937													0
1938													0
1939	1												1
1940		1											1
1941													0
1942			1										1
1943													0
1944	3												3
1945													0
1946	1			1									2
1947	1			1									2
1948			1										1
1949			1										1
1950		2											2
1951	1	2	1										4
1952													0
1953													0
1954													0
1955		1											1
1956			1										1
1957													0
1958	2												2
1959	2												2
1960	1	1	1(1)										3
1961	1		1	1									3
1962	21(1)	7	3	1									32
1963		3		1	2	2							8
1964		1			1								2
1965		1		1	1		1						4
1966	5(1)	6	1			1							13

明治大学における学位授与の歴史と博士学位授与件数（阿部）

1967	2	2			1	2							7
1968	4	3	1			4							12
1969	3		1			6							10
1970	1	1	2			3	1						8
1971	3					2	1						6
1972	3	1		4(1)	1	8	1						18
1973	2		1	1		5	1						10
1974	1			1	1	2							5
1975	2		2	1		9							14
1976	3	2	1		1	1	5						13
1977	1	3				5	3						12
1978	1	3	1	1	1	2							9
1979	3				1	5	3						12
1980	1					6	1						8
1981	2			1		3							6
1982	3				1	5							9
1983	3	1		1		5	5	1					16
1984	1	2				3							6
1985	1	2				6(1)	1	1					11
1986	2	1				5	2						10
1987	2		1		1	6		1(1)					11
1988	3	1		1	1	5	1	2					14
1989	3	2		1	1	10		2					19
1990	1	2			1	5	2						11
1991	2	1				6	1	2					12
1992	3		1			8	1	2(1)	2				17
1993	1	5(1)		2		3			2				13
1994		3(1)				13	2	3(1)					21
1995	4	2	1			19	5	3	3(1)				37
1996		2	3	1(1)		12	4(1)	1	3	1	3		30
1997		4	1	2		13	2(1)	2	2		2(1)		28
1998	2	4	1			7		7(1)	5				26
1999	1	6	2			7	3	2		2			23
2000	2(1)	3	1	1		18	8	1	2	1			37
2001		4(1)	3	3(1)	2	13(1)	4(1)	1	4	1(1)	1		36
2002		10(2)	4	5(3)	2(1)	10	4(1)	3	2	1		1	42
2003	1	8(1)	2	3	2(1)	9(1)	5	4(1)	1				35
2004		9(2)	6(1)	3	3	12	5(1)	5(1)	6(2)	3(1)			52
2005	4(1)	12(4)	3	2		14(1)	5(3)	4	5(2)	1	1		51
2006	3	12(3)	3	2(1)	3(1)	11(2)	8(2)	10(2)	4(1)	1	1(1)		58
2007	2(1)	8(1)	3	5(1)	2(1)	13(1)	4(1)	8(3)	8(3)		1	1	55
2008		8(2)	3	5(1)	3(2)	10	12(3)	6(2)	5(1)	3	1	1	57
2009	2	6	3(1)	2	3(2)	18	4(2)	11(4)	7(2)	2		1(1)	59
2010	5	8(6)	4(1)	5	6(5)	11(1)	5(1)	5(2)	6(2)	4(1)			59
2011	1	6(3)	2(1)	5(1)	5(1)	11(2)	4(2)	1	3	3	1(1)	1	43
計	131 (5)	176 (27)	67 (5)	65 (10)	46 (14)	354 (10)	114 (19)	88 (19)	70 (14)	23 (3)	11 (3)	5 (1)	1150 (130)

(注) ( )内は女性で内数。

追い抜かれることも考えられる。事実、経営学博士の授与件数は二〇〇〇年頃を境として増加傾向にある。学部としては三番目に古い政治経済学部の場合は経済学と政治学を合わせると一三二件となり、法学を抜いて第三位となる。文学部も同様に文学・史学・地理学に分散されるが、合わせて一二七件となっており、やはり法学に近い数値となっている。

次に(一)に内数で示した女性数について述べておきたい。大学広報誌など、閲覧できる資料については手を尽くしたが、学籍簿から全員の性別を確認したわけではないことをまず断っておきたい。女性数だけで順位をとれば、第一位が商学、第二位が経営学と農学、第四位が文学と史学になる。明治大学では文学と史学とともに文学部に属するので、学部別であれば文学部が第二位となる。

明治大学における文系・理系別の授与件数の推移が第10表である。文・理系別の累積件数では、二〇一一年時点ではおおよそ六対四の割合で文系が多いことがわかる。

本項の最後に、明治大学における博士学位授与件数との比較で、東京大学における博士学位授与件数を紹介したい。東京大学ホームページで公表されているデータは、<sup>(20)</sup>旧制東京大学(一九二一〜一九六二年)一一一八二件、新制東京大学(一九五九〜二〇一一年)論文博士・一七四九三件、課程博士・二七三〇六件(二〇一一年三月三一日現在)である。明治大学はすでに述べたとおり、管見の限り、一一五〇件(旧制七二件、新制一〇七九件)であるから、件数でいえば圧倒的な開きがあると言わざるをえない。ただし、例えば法学に限れば、明治大学は前掲第9表にあるように一三一件、東京大学はやはりホームページによれば合計五二四件(旧制一五七件、課程博士三八六件、論文博士八一件)であるから、その差は縮小する。第9表と東京大学ホームページを見比べれば、総件数の大差は、医学を含む理系分野での授与件数の差によるものといえよう。

第10表 明治大学における文系・理系別の博士学位授与件数

年	文系	理系	年	文系	理系	年	文系	理系	
1922	1		1952			1982	4	5	
1923	1		1953			1983	10	6	
1924	2		1954			1984	3	3	
1925	2		1955	1		1985	4	7	
1926			1956	1		1986	5	5	
1927			1957			1987	4	7	
1928			1958	2		1988	7	7	
1929	1		1959	2		1989	7	12	
1930			1960	3		1990	6	5	
1931			1961	3		1991	4	8	
1932	5		1962	32		1992	7	10	
1933			1963	6	2	1993	10	3	
1934			1964	2		1994	5	16	
1935			1965	4		1995	15	22	
1936	1		1966	12	1	1996	16	14	
1937			1967	5	2	1997	13	15	
1938			1968	8	4	1998	12	14	
1939	1		1969	4	6	1999	12	11	
1940	1		1970	5	3	2000	17	20	
1941			1971	4	2	2001	21	15	
1942	1		1972	10	8	2002	27	15	
1943			1973	5	5	2003	22	13	
1944	3		1974	3	2	2004	32	20	
1945			1975	5	9	2005	32	19	
1946	2		1976	12	1	2006	36	22	
1947	2		1977	7	5	2007	33	22	
1948	1		1978	7	2	2008	37	20	
1949	1		1979	7	5	2009	27	32	
1950	2		1980	2	6	2010	39	20	
1951	4		1981	3	3	2011	27	16	
							計	680	470

(注) 工学・農学・理学を理系とし、学術は理工学・農学研究科に提出されたものを理系とした。



おわりに

以上、近代日本における学位の歴史と、明治大学における博士学位の授与件数の変遷を見てきた。私立大学である明治大学における学位の授与は、一九二〇（大正九）年に大学令に基づく旧制大学を発足させ、かつ同年に改正された学位令が学位の授与権者を大学と規定したことによって始まった。

一九四七（昭和二二）年三月に学校教育法が公布され、明治大学もこれに基づく新制明治大学となった。同法に基づき一九五三（昭和二八）年四月に学位規則が公布されると、まず修士が学位に加えられ、以後も学校教育法と学位規則の改正に伴い、学士（一九九一年）、「文部科学大臣の定める学位」（いわゆる専門職学位、二〇〇三年）、短期大学士（二〇〇五年）などが学位となった。これにより、学位はその種類、そして授与件数ともに増加しながら今日に至っている。

ただし、一八八七（明治二〇）年の学位令以来の博士学位に注目すれば、旧・新制明治大学における博士学位授与件数は徐々に増加したというのが正しいだろう。これが比較的大きな増加傾向を示すのは一九九〇（平成二）年前後で、とくに課程博士の授与件数の急増により一九九〇年代末以降に顕著に増加したことを明らかにできた。背景には、明治大学が積極的に課程博士を授与する教育を試みていること、また博士学位が研究職に就くためのライセンスといわれるほどに一般化したことを指摘することができる。また、一九二〇年から二〇一一（平成二三）年三月までに、明治大学が授与した博士学位の件数は、管見の限り、一一五〇件（旧制七一件、新制一〇七九件）であり、明治法律学校・明治大学の卒業生で初めて博士学位を取得したのは松本重敏（法学博士）であり、この学位は明治大

学が授与した最初の学位でもあった。

注

- (1) 広島大学高等教育研究開発センター『大学院教育と学位授与に関する研究』(二〇〇四年)。
- (2) 寺崎昌男「学部」と「学位」を見なおす(別府昭郎編『〈大学〉再考』知泉書館、二〇一一年)。
- (3) 吉村日出東「日本近代における大学の成立過程とその特色」(別府昭郎編『〈大学〉再考』知泉書館、二〇一一年)。
- (4) 天野郁夫『大学の誕生(上)(下)』(中央公論新社、二〇〇九年)。
- (5) 梶田明宏「学位に関する統計——明治二〇年および三二年学位令」(『東京大学史紀要』第五号、一九八六年)。
- (6) 『法令全書(明治五年)』。
- (7) 『北大百二十五年史 通説編』(北海道大学、二〇〇三年)、二六〇二七頁。
- (8) 『東京大学百年史 通史一』(東京大学出版会、一九八四年)、六〇二頁。
- (9) 『東京大学百年史 通史一』、六〇三頁。
- (10) 『東京大学百年史 通史一』、六〇五頁。
- (11) 梶田明宏「学位に関する統計——明治二〇年および三二年学位令」(『東京大学史紀要』第五号、一九八六年)。
- (12) 『学位録』文部省専門学務局、一九三五年。
- (13) 『官報』第一四五四号(二八八八年四月八日)、「官報」第一四八一号(二八八八年六月八日)。
- (14) 村上二博「井上正一(日本人初の仏国法学博士)の故郷を訪ねて」(明治大学広報課「エムスタイル」第一五号、二〇〇七年)。
- (15) 村上二博「熊野敏三——日本人初のパリ大学法学博士」(明治大学広報課「エムスタイル」第三二号、二〇〇九年)。
- (16) 梶田明宏「学位に関する統計——明治二〇年および三二年学位令」(『東京大学史紀要』第五号、一九八六年)。
- (17) 『学位録』文部省専門学務局、一九三五年。
- (18) 高田幸男「葉清耀」、『明治大学小史人物編』(学文社、二〇一二年)所収。村上二博「日治期台湾における弁護士制度の展開と台湾人弁護士」(『大学史資料センター』『大学史紀要』第一八号、二〇一四年)。
- (19) 「明治大学新聞」九三七号、一九六二年五月二四日。

明治大学における学位授与の歴史と博士学位授与件数(阿部)

- (20) [http://www.u-tokyo.ac.jp/stu04/e09\\_04\\_h23\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/stu04/e09_04_h23_j.html) (梁龍博士)  
(旧制中央大学論文博士) [http://www.u-tokyo.ac.jp/stu04/e10\\_01\\_h23\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/stu04/e10_01_h23_j.html)